第二十七条の四第六項及び第二十七条の五第二号中「厚生労働省令」を「内閣府令」に改める。

第二十七条の六第一項中「。以下この条」の下に「及び第四十六条の三第二号」を加え、「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に、「厚生労働省令」を「内閣府令」に改め、同条第二項中「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に改める。

第二十七条の七の表第二十四条の三第七項の項中「厚生労働省令」を「内閣府令」に改め、同表第二十四条の三第十項の項中「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に改める。

第二十七条の十三第一項第二号から第四号までの規定中「厚生労働省令」を「内閣府令」に改め、同条第二項中「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に、「厚生労働省令」を「内閣府令」に改める。

第二十七条の十五の表第二十一条の五の十五第三項第二号の項及び第二十一条の五の十五第三項第三号の項並びに第二十七条の十七の表第二十四条の二十八第一項の項、第二十四条の二十八第二項において準用する第二十一条の五の十五第三項第二号の項及び第二十四条の二十八第二項において準用する第二十一条の五の十五第三項第三号の項中「厚生労働省令」を「内閣府令」に改める。

第三十四条中「は、厚生労働省令でこれを」を「のうち、法第二章第一節第二款及び第四款の規定による小児慢性特定疾病医療費の支給等に関するものについては厚生労働省令で、それ以外のものについては内閣府令で」に改める。

第三十七条並びに第四十二条第一号、第四号、第六号から第八号まで及び第十号中「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に改める。

第四十四条の八第二項、第四十四条の九及び第四十四条の十第一項中「厚生労働省令」を「内閣府令」に改める。

第四十四条の十二第一項第一号中「に規定する厚生労働省令」を「の内閣府令」に改める。

第四十四条の十三第一項第二号及び第二項中「厚生労働省令」を「内閣府令」に改める。

第四十五条の三第八項中「厚生労働省令」を「内閣府令」に、「から第三項まで」を「、第二項及び第五項」に改める。

第四十六条中「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に改め、同条の次に次の三条を加える。

第四十六条の二　法第五十九条の八第一項の政令で定める権限は、法第四十五条第四項並びに第五十九条の四第二項及び第三項に規定する権限とする。

第四十六条の三　法第五十九条の八第一項の規定によりこども家庭庁長官に委任された権限のうち次の各号に掲げるものは、当該各号に定める地方厚生局長（四国厚生支局の管轄する区域にあつては、四国厚生支局長。以下この条において同じ。）に委任する。ただし、こども家庭庁長官が自らその権限を行うことを妨げない。

一　法第二十一条の三第三項に規定する権限　当該権限の行使の対象となる都道府県知事が管轄する区域を管轄する地方厚生局長

二　法第二十一条の五の二十七及び第二十一条の五の二十八（これらの規定を法第二十四条の十九の二において準用する場合を含む。）に規定する権限　当該権限の行使の対象となる法第二十一条の五の十八第一項に規定する指定障害児事業者等又は指定障害児入所施設等の設置者の主たる事務所の所在地を管轄する地方厚生局長

三　法第二十四条の三十九及び第二十四条の四十に規定する権限　当該権限の行使の対象となる指定障害児相談支援事業者の主たる事務所の所在地を管轄する地方厚生局長

四　法第五十九条の五第一項から第三項までに規定する権限　法第二十一条の三第一項、第三十四条の五第一項、第三十四条の六、第四十六条及び第五十九条の規定により当該権限が属するものとされている都道府県知事が管轄する区域を管轄する地方厚生局長

第四十六条の四　内閣総理大臣は、この政令に規定する内閣総理大臣の権限をこども家庭庁長官に委任する。

（母体保護法施行令の一部改正）

第三条　母体保護法施行令（昭和二十四年政令第十六号）の一部を次のように改正する。

第一条及び第二条中「厚生労働省令」を「内閣府令」に改める。

第六条中「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に改める。

第七条及び第八条中「厚生労働省令」を「内閣府令」に改める。

（補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令の一部改正）

第四条　補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和三十年政令第二百五十五号）の一部を次のように改正する。

第十六条第一項中「規定により、」の下に「補助金等の交付に関する事務（「関する事務」の下に「をいう。以下この条及び次条において同じ。」を加え、「の事務」を「の補助金等の交付に関する事務」に改め、同項ただし書中「ただし」を「この場合において」に、「場合においては」を「ときは」に、「事務」を「補助金等の交付に関する事務」に改め、同条第四項中「事務」を「補助金等の交付に関する事務」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項を同条第四項とし、同条第二項中「事務の」を「補助金等の交付に関する事務の」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2　各省各庁の長は、他の法律の規定により当該各省各庁の所掌事務を他の各省各庁の機関が行う場合には、法第二十六条第一項の規定により、当該所掌事務に係る補助金等の交付に関する事務の一部を当該他の各省各庁の機関に委任することができる。この場合においては、当該補助金等の名称を明らかにして、委任しようとする補助金等の交付に関する事務の内容及び機関について、財務大臣に協議しなければならない。

第十七条第一項中「補助金等の交付の申請の受理、交付の決定及びその取消し、補助事業等の実績報告の受理、補助金等の額の確定、補助金等の返還に関する処分その他補助事業等の監督に関する事務」を「補助金等の交付に関する事務」に、「事務の内容」を「補助金等の交付に関する事務の内容」に改め、同条第二項中「事務の」を「補助金等の交付に関する事務の」に、「当該事務」を「補助金等の交付に関する事務」に改め、同条第四項及び第五項中「事務」を「補助金等の交付に関する事務」に改め、同条第六項中「事務の」を「補助金等の交付に関する事務の」に、「当該事務」を「補助金等の交付に関する事務」に改める。

（関税暫定措置法施行令等の一部改正）

第五条　次に掲げる政令の規定中「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に改める。

一　関税暫定措置法施行令（昭和三十五年政令第六十九号）第三十三条第二項第一号

二　指定都市又は中核市の指定があつた場合における必要な事項を定める政令（昭和三十八年政令第十一号）第三条

三　児童扶養手当法施行令の一部を改正する政令（昭和六十年政令第二百三十六号）附則第四条

四　子どもの貧困対策の推進に関する法律第八条第二項第二号の子どもの貧困率等の定義を定める政令（平成二十六年政令第五号）第一項及び第二項

五　旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者に対する一時金の支給等に関する法律に基づき都道府県に交付する事務費に関する政令（平成三十一年政令第百六十号）本則

（児童扶養手当法施行令の一部改正）

第六条　児童扶養手当法施行令（昭和三十六年政令第四百五号）の一部を次のように改正する。

第五条中「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に改める。

第六条の三第二項第二号、第六条の五第二項第二号、第六条の六第二項第一号並びに第八条第一号及び第三号中「厚生労働省令」を「内閣府令」に改める。

別表第二第十一号中「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に改める。

（母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令の一部改正）

第七条　母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令（昭和三十九年政令第二百二十四号）の一部を次のように改正する。

第三条第九号、第六条第一項第八号及び第二項第四号、第七条第三号ただし書並びに第八条第六項中「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に改める。